

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託 導入状況

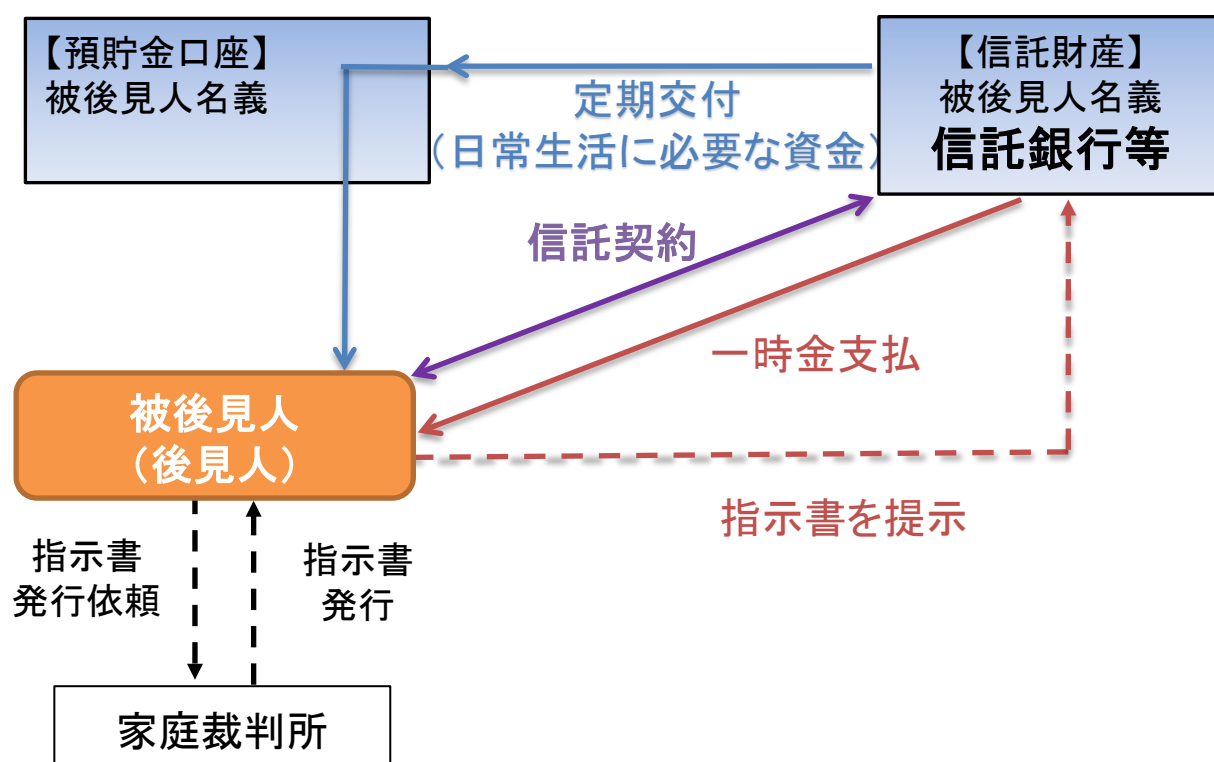
令和7年11月10日
金融庁

- 成年後見人による被後見人の財産の不正利用を防止する観点から、平成24年に最高裁判所等において「後見制度支援信託（以下「支援信託」という。）」を創設。大手信託銀行を中心に取扱いが開始された。
- しかしながら、支援信託については、「信託銀行の店舗の所在地が限られている」、「（地元の金融機関ではなく）今まで取引のない金融機関と取引を始めることに抵抗感がある」といった指摘を踏まえ、法務省を事務局として、金融庁を含めた関係省庁及び業界団体等で「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」を開催。
- 平成30年3月に当該勉強会の報告書を取りまとめの上、モデルスキームを提示し、新たに「後見制度支援預貯金（以下「支援預貯金」という。）」の取扱いが開始された。
- さらに、令和元年に「成年後見制度利用促進基本計画」及び「認知症施策推進大綱」において、令和4年3月末時点のKPIとして、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合（以下「導入割合」という。）：50%」を設定した。
- 上記を踏まえ、導入状況に関する調査を令和2年より開始し、毎年度3月末時点の導入割合等を確認・公表している。なお、令和4年3月末時点の導入割合は約69%であり、KPIを達成。その後も導入割合は増加している。

(ご参考) 支援信託及び支援預貯金のスキーム

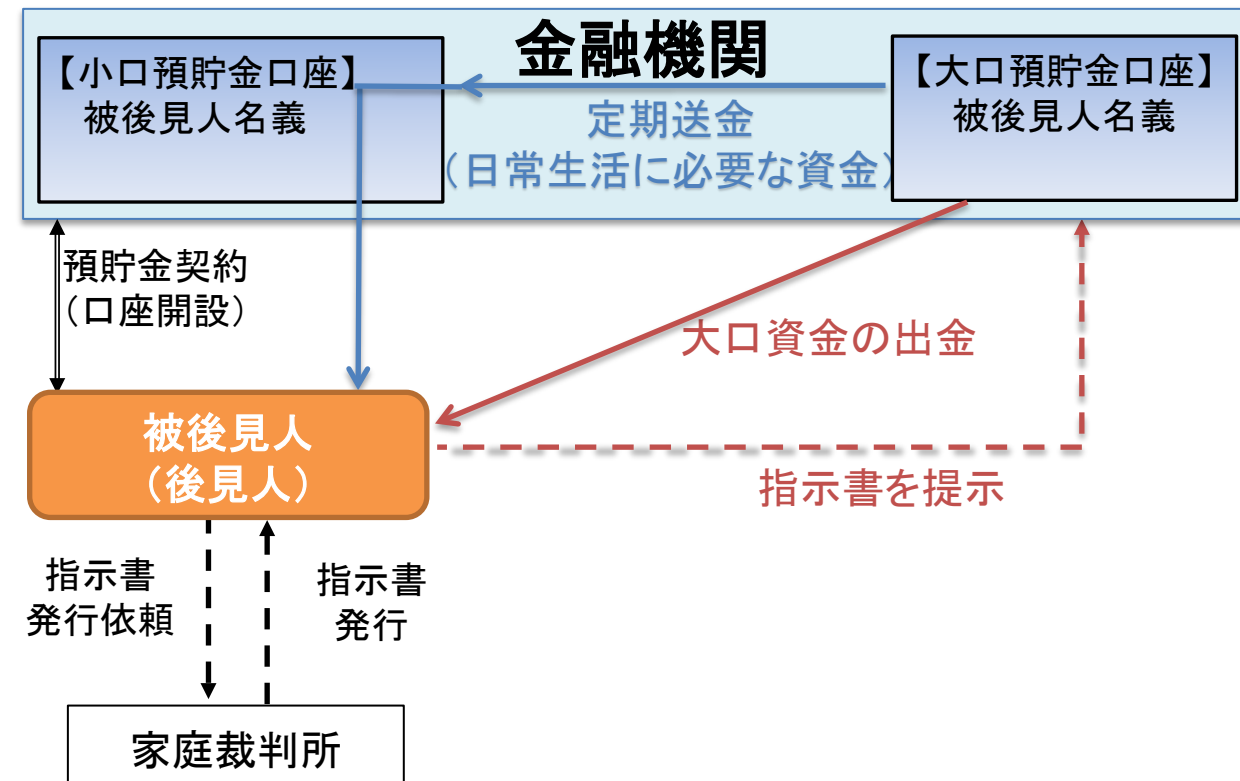
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時(口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



調査概要

金融庁においては、全預金取扱金融機関(※)を対象に、支援預貯金及び支援信託に係る導入状況等の調査を実施。

※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合は除く。

(調査時点) 令和7年3月末

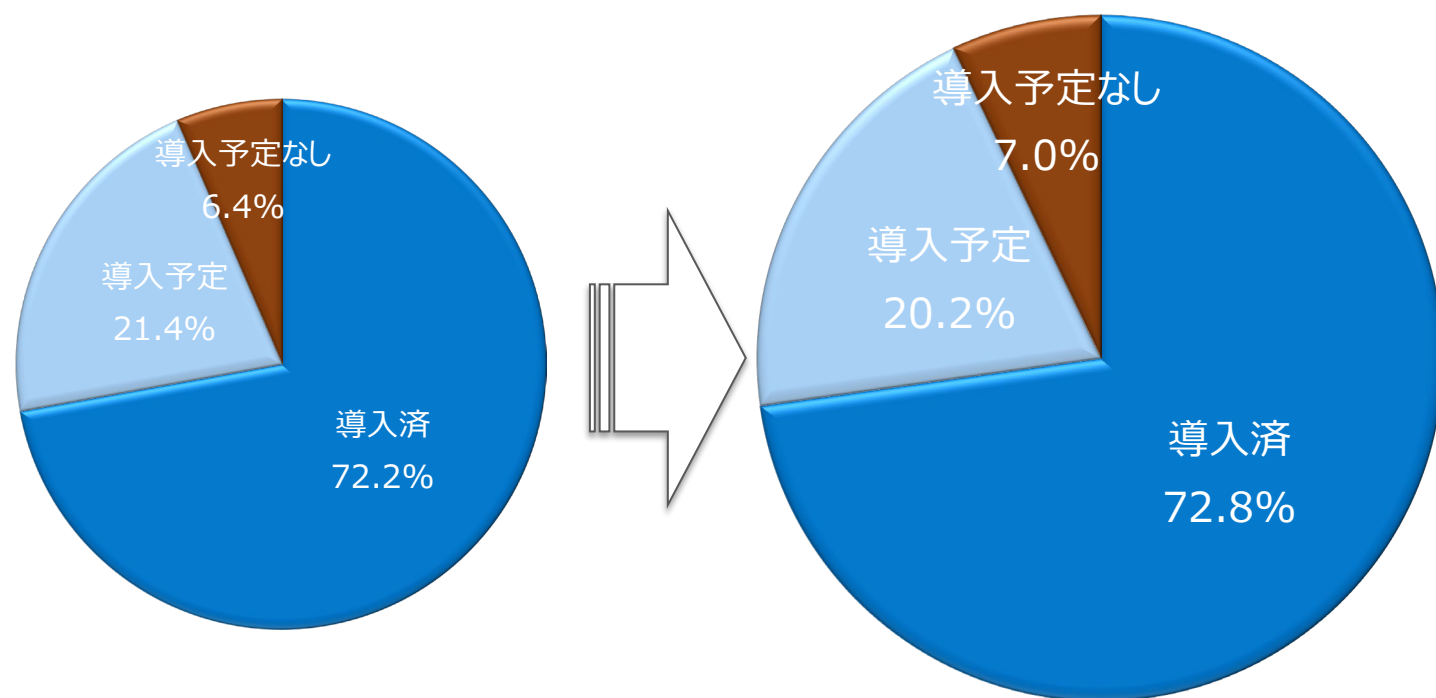
(調査対象) 1,096金融機関

- 主要行等11行、地方銀行等62行、第二地方銀行36行
- 信用金庫254金庫、信用組合101組合、労働金庫13金庫
- 農漁協等619組合等

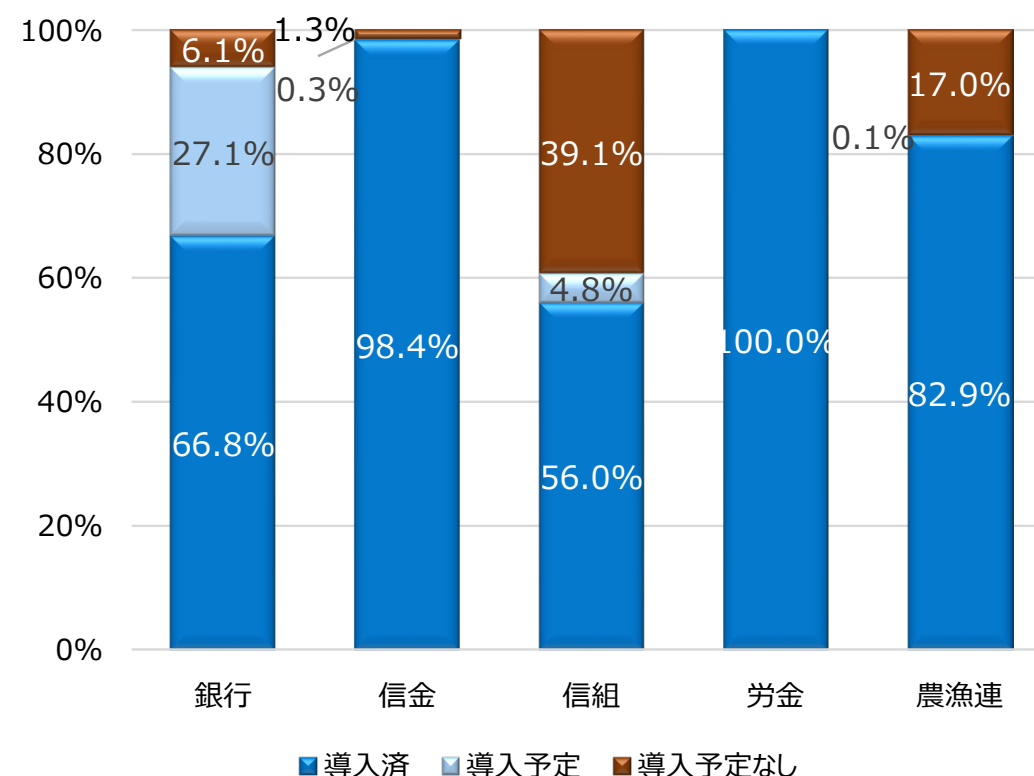
導入状況

- 令和7年3月末時点における、支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の割合は、個人預貯金残高ベースで約73%と、僅かながら増加している。【図表1】
- 業態別の導入状況をみると、各業態の導入済割合は前回調査から微増又は横ばいとなっているほか、一部の業態で導入が進展していない状況が伺われる。【図表2】

【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況
(令和6年3月末) (令和7年3月末)



【図表2】業態別の導入状況



(注) 図表1、2ともに個人預貯金残高ベースの割合

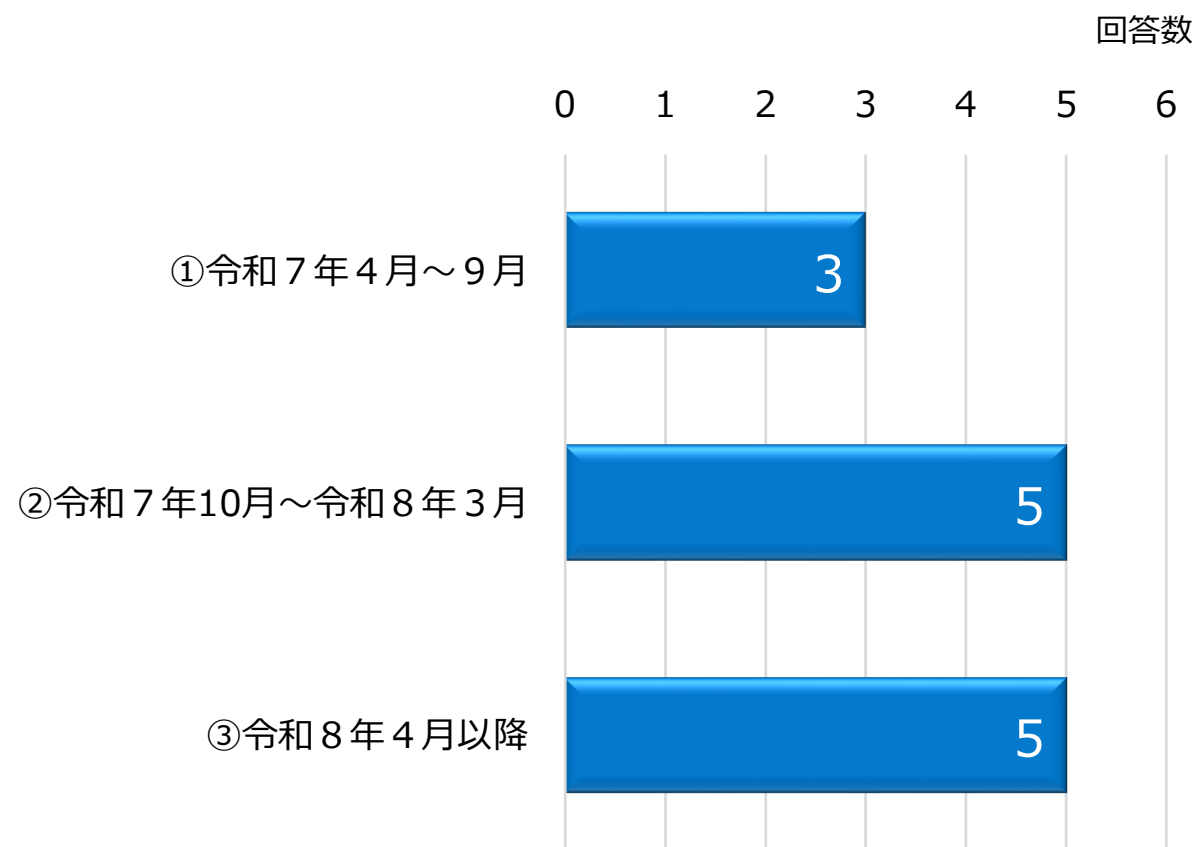
(参考1) 金融機関数ベースでは、調査対象1,096金融機関のうち、それぞれ導入済が811、導入予定が13、導入予定なしが272となっている。

(参考2) 大口預貯金口座から小口預貯金口座への定期送金の機能がない支援預貯金を導入している金融機関を含めた場合の導入割合は91.7%となっている。

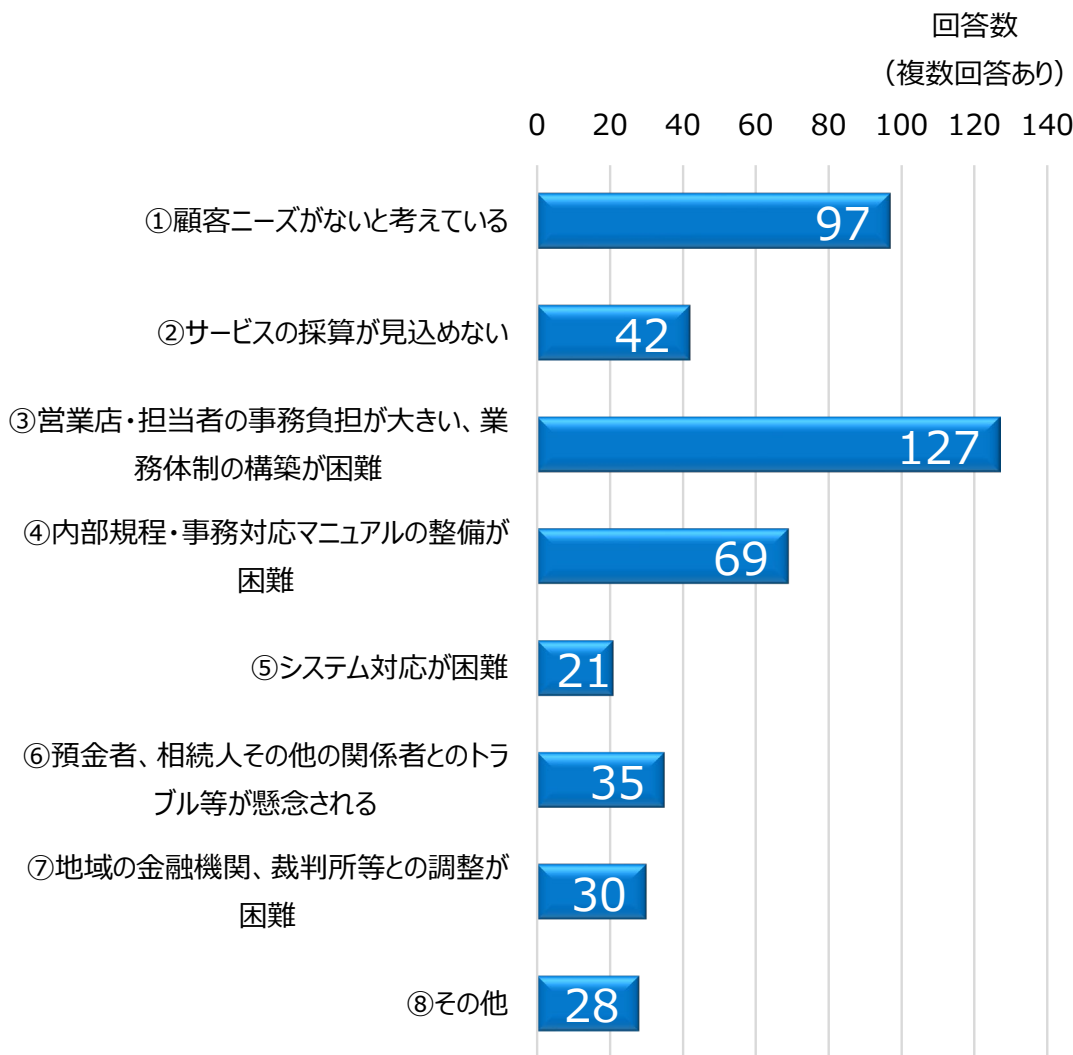
導入予定時期及び導入予定なしの理由

- 支援預貯金又は支援信託の導入を予定している13金融機関のうち、8の金融機関が令和7年度内に導入予定としている。【図表3】
- 支援預貯金及び支援信託の導入予定なしと回答した理由として、「営業店・担当者の事務負担が大きい、業務体制の構築が困難」や「顧客のニーズがないと考えている」を挙げている金融機関が多い。【図表4】

【図表3】導入予定時期



【図表4】導入予定がない理由



- 令和7年3月末時点において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合」は約73%と、僅かながら増加している。
- 他方、導入予定なしと回答した金融機関の多くは、業務体制の構築、内部規程等の整備が困難であるといった課題や、そもそも顧客ニーズがないと考えている状況。
- 上記については、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整など、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても、引き続き対応を促していく。
- 今後とも、関係省庁等と連携し、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の支援預貯金・支援信託の導入を促していく。